

厚生労働大臣の定める揭示事項

1. 当施設は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2. 関東信越厚生局への届出事項

- ◆ 障害児(者)リハビリテーション料
- ◆ 集団コミュニケーション療法料
- ◆ 酸素の購入価格の届出

3. 明細書発行体制について

当施設では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者等で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

4. 一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(※一般的な名称により処方箋を発行すること)を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

5. その他

- ◆ 当施設では診断書・証明書等につきまして料金のご負担をお願いしております。
(詳細は別に揭示してあります料金表をご確認ください)
- ◆ オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ◆ 受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っております。

令和 7 年 4 月1日現在